

寺院の適切な管理運営について

▷ 寺院解散 ⑤

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（平成30年4月号）より、寺院の運営に直接関わる「願記等」の取り扱いについて掲載しております。

今号は引き続き、寺院解散の手続きについて掲載いたします。

▽ 所轄庁への宗教法人解散認証申請について

総長より寺院解散承認書の交付後、所轄庁に「宗教法人解散認証申請書」を提出します。

「宗教法人解散認証申請書」提出には、以下の書類が必要となりますが、事前に所轄庁にもご確認ください。

- (1) 解散理由書
- (2) 責任役員会議事録（写）
- (3) その他の機関の同意書（門徒総代の同意書）（写）
- (4) 包括団体の承認書（総長が交付する承認書）
- (5) 公告証明書
- (6) 解散公告文
- (7) 公告したときの写真
- (8) 宗教法人規則（寺則）

認証後、所轄庁より認証書が交付されます。解散は、所轄庁の認証書の交付によって効力を生じます。

〈参考…宗教法人法〉

第43条 宗教法人は、任意に解散することができる。
 第47条 宗教法人の第43条第1項の規定による解散は、当該解散に関する認証書の交付によってその効力を生ずる。

▽ 法務局への宗教法人解散及び 清算人兼任登記申請について

所轄庁より認証書の交付を受けた日から2週間以内に、法務局に「宗教法人解散及び清算人兼任登記申請書」を提出します。

「宗教法人解散及び清算人兼任登記申請書」提出には、以下の書類が必要となりますが、事前に法務局にもご確認ください。

- (1) 所轄庁の解散認証書
- (2) 責任役員会議事録
- (3) 清算人兼任承諾書
- (4) 包括団体の承認書（総長が交付する承認書）

- (5) 宗教法人規則（寺則）
 - (6) 清算人の印鑑登録証明書
- 登記完了後、登記事項証明書を取得します。

▽ 宗派（総長）への 寺院解散登記完了の届出について

所轄庁の認証書（写）と登記事項証明書を添えて、「寺院解散登記完了届」を提出します。

「寺院解散登記完了届」の提出によって、寺院台帳の登録抹消の事務を行います。未提出の場合は、登録抹消の事務が滞ることとなり、賦課金納付の義務が残ります。

▽ 所轄庁への宗教法人解散及び 清算人兼任登記完了の届出

解散及び清算人兼任が登記された登記事項証明書を添えて、所轄庁に「宗教法人解散及び清算人兼任届」を提出します。

▽ 清算事務について

清算人は、解散した宗教法人（清算法人）の清算事務として、以下の職務を行います。清算人は、その職務を行うために

必要な一切の行為をすることができます。

(1) 現務の結了

〔註〕 解散前から継続している事務を整理し、終了します。なお、墓地事業等をしていた場合には、許可権限者の廃止の許可を受けます。

〔註〕 大谷本廟において解散する宗教法人（清算法人）名義の無量寿堂納骨所又は墓地がある場合には、手続きが必要となります。必ず参拝教化部（大谷本廟担当）までお問い合わせください。

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

〔註〕 清算人就任の日から2か月以内に少なくとも3回にわたり、債権の申出をすべき旨の官報公告をします。官報公告の掲載は、官報販売所に申し込みます。

〔註〕 あらかじめ債権者がわかっているときは、官報公告とは別に各債権者に申出の催告します。

(3) 残余財産の引渡し

〔註〕 寺則に基づき選定された者に残余財産を引渡します。

▽ 法務局への宗教法人清算結了

登記申請について

宗教法人の清算が結了したときは、清算結了の日から2週間

以内に、法務局に「宗教法人清算結了登記申請書」を提出します。

▽ 所轄庁への宗教法人清算結了登記完了の

届出について

清算結了の登記がされた登記事項証明書を添えて、所轄庁に「清算結了届」を提出します。以上で、解散した宗教法人（清算法人）は消滅します。